

令和7年度

フレッシュ研修Ⅰ
(幼稚園等新規採用教諭研修Ⅰ・Ⅱ)

実施の手引

徳島県教育委員会

目 次

I	フレッシュ研修Ⅰ（幼稚園等新規採用教諭研修Ⅰ・Ⅱ）実施要項	1
II	幼稚園等新規採用教諭研修の意義	4
III	フレッシュ研修Ⅰ（幼稚園等新規採用教諭研修Ⅰ・Ⅱ）の対象	5
IV	フレッシュ研修Ⅰ（幼稚園等新規採用教諭研修Ⅰ）の概要	
1	目 的	5
2	研修の体制	5
3	研修の形態・日数・内容	6
4	実施日程等の概要	6
5	令和7年度フレッシュ研修Ⅰ（幼稚園等新規採用教諭研修Ⅰ）年間研修計画	7
V	フレッシュ研修Ⅰ（幼稚園等新規採用教諭研修Ⅱ）の概要	
1	目 的	9
2	研修の体制	9
3	研修の形態・日数・内容	9
4	令和7年度フレッシュ研修Ⅰ（幼稚園等新規採用教諭研修Ⅱ）年間研修計画	9
VI	園外における研修の参加にあたって	10
VII	園内における研修の進め方	11
VIII	研修指導員の報酬支払い手続きについて	12
IX	年間指導計画書等の提出	
1	園内研修年間指導計画書・園内研修実施報告書の提出	13
2	研修成果の報告書の提出	13
X	保存すべき文書等	14
※	報告の様式	
様式1	令和7年度フレッシュ研修Ⅰ（幼稚園等新規採用教諭研修Ⅰ） 園内研修年間指導計画書	15
様式2	令和7年度フレッシュ研修Ⅰ（幼稚園等新規採用教諭研修Ⅰ） 園内研修実施報告書	16
様式3	令和7年度フレッシュ研修Ⅰ（幼稚園等新規採用教諭研修Ⅰ） 研修指導員勤務実績簿	17

I フレッシュ研修Ⅰ（幼稚園等新規採用教諭研修Ⅰ・Ⅱ）実施要項

1 趣 旨

この要項は、教育公務員特例法附則第5条に規定する幼稚園等新規採用教諭研修の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 目 的

幼稚園等の教育水準の維持向上を図るため、現職研修の一環として、その職務の遂行に必要な事項に関する研修を実施し、実践的指導力と使命感を養うとともに幅広い知見を得させることを目的とする。

3 実施主体

- (1) フレッシュ研修Ⅰ（幼稚園等新規採用教諭研修Ⅰ）は、徳島県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）がこれを実施する。
- (2) 市町村の教育委員会及び長は、県教育委員会が実施するフレッシュ研修Ⅰ（幼稚園等新規採用教諭研修Ⅰ）に協力するものとする。

4 対 象

- (1) フレッシュ研修Ⅰ（幼稚園等新規採用教諭研修Ⅰ）
 - ・本研修の対象者は、徳島県内の公立幼稚園（幼稚園型認定こども園）、特別支援学校の幼稚部及び幼保連携型認定こども園（以下「幼稚園等」という。）の新任教諭、新任保育教諭（以下「新任教諭等」という。）とする。
 - ・私立の幼稚園等の新任教諭等も希望により受講することができる。ただし、研修指導員による園内研修については、公立の幼稚園等の新任教諭等を対象とする。
- (2) フレッシュ研修Ⅰ（幼稚園等新規採用教諭研修Ⅱ）
 - ・保育士として、1年を超える勤務経験（正規）を有する新任教諭等

5 内 容

- (1) フレッシュ研修Ⅰ（幼稚園等新規採用教諭研修Ⅰ）
 - ・園外において、講義、演習、協議等による年間8日間の研修を実施する。
 - ・園内において、公立の幼稚園等の新任教諭等を対象とし、研修指導員による年間7日間の研修を実施する。
 - ・私立の幼稚園等の新任教諭等については、当該園長等の指導及び助言による園内研修を実施する。
- (2) フレッシュ研修Ⅰ（幼稚園等新規採用教諭研修Ⅱ）
 - ・保育士としての勤務経験（正規）を有する新任教諭等については、園外において、講義、演習、協議等による年間2.5日間の研修を実施する。

6 運営協議会

- (1) 県教育委員会は、研修計画の作成その他フレッシュ研修Ⅰの実施に関する諸問題についての協議を行うため、徳島県幼稚園等新規採用教諭研修運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置する。
- (2) 運営協議会は、県教育委員会、知事部局及び幼稚園等の関係者等、委員若干名より構成する。
- (3) 委員は、県教育委員会教育長が委嘱する。

7 年間研修計画

県教育委員会は、市町村教育委員会と連携・協力の上、園外研修及び園内研修の項目及び時期その他必要な事項について定めた年間研修計画を作成するものとする。

8 園内研修年間指導計画(以下「年間指導計画」という。)

- (1) 園長は、県教育委員会が作成する年間研修計画に基づき、教職員組織や幼稚園等の実情に配慮し、研修指導員の参画を得て、当該幼稚園等における年間指導計画を作成するとともに、実施の状況に応じて、適宜計画を見直すものとする。
- (2) 年間指導計画においては、園外における研修との関連に配慮する。園内における研修指導員を中心とする指導及び助言による研修等の具体的な項目、並びにその実施方法及び時期その他必要な事項を定めるものとする。

9 園内研修体制

- (1) 研修指導員は、園長等の指導のもとに、年間指導計画に従い、新任教諭等に対して指導及び助言を行うものとする。
- (2) 幼稚園等の所属の教員(園長及び教頭を含む。)は、当該研修として行われる研修のほか、新任教諭等がその職務を遂行するに当たって必要な事項が習得されるよう配慮するものとする。
- (3) 園長は、新任教諭等が園外における研修を受ける間、その保育が適切に行われるように配慮するものとする。

10 研修指導員

- (1) 県教育委員会は、フレッシュ研修Ⅰ(幼稚園等新規採用教諭研修Ⅰ)を指導する者を研修指導員として、「非常勤講師」に任命する。
- (2) 県教育委員会は、非常勤講師を採用し、市町村教育委員会からの依頼に応じて派遣するものとする。
- (3) 市町村教育委員会は、所管部局と連携し、公立幼稚園及び公立幼保連携型認定こども園に必要となる研修指導員の人数を合わせて申請する。
- (4) 研修指導員は、当該幼稚園等において、新任教諭等に対する指導及び助言を行うものとする。

11 年間指導計画書及び実施報告書等の提出

園長は、園内研修年間指導計画書及び園内研修実施報告書を、当該新任教諭等は、研修成果の報告書を、県教育委員会に提出するものとする。その際、公立の幼稚園等については、所管の市町村教育委員会又は児童福祉担当部局を経由するものとする。

12 その他

この要項に定めるもののほか、フレッシュ研修Ⅰの実施に関し必要な事項は県教育委員会教育長が別に定める。

附 則

この要項は、平成４年４月１日から施行する。

附 則（平成１９年４月１日一部改正）

この要項は、平成１９年４月１日から施行する。

附 則（平成２０年４月１日一部改正）

この要項は、平成２０年４月１日から施行する。

附 則（平成２１年１月２９日一部改正）

この要項は、平成２１年４月１日から施行する。

附 則（平成２４年４月１日一部改正）

この要項は、平成２４年４月１日から施行する。

附 則（平成２７年４月１日一部改正）

この要項は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則（平成２９年４月１日一部改正）

この要項は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則（平成３０年４月１日一部改正）

この要項は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則（平成３１年４月１日一部改正）

この要項は、平成３１年４月１日から施行する。

附 則（令和２年４月１日一部改正）

この要項は、令和２年４月１日から施行する。

附 則（令和３年４月１日一部改正）

この要項は、令和３年４月１日から施行する。

附 則（令和４年４月１日一部改正）

この要項は、令和４年４月１日から施行する。

附 則（令和５年４月１日一部改正）

この要項は、令和５年４月１日から施行する。

附 則（令和７年４月１日一部改正）

この要項は、令和７年４月１日から施行する。

Ⅱ 幼稚園等新規採用教諭研修の意義

1 教員と研修

幼稚園等の教員は、保育を通して、幼児の人間形成の基礎を培う大切な仕事に携わっている。そのため、教員としての職務を遂行するために現職研修が位置付けられている。

幼稚園等新規採用教諭研修の法的根拠「教育公務員特例法」

(研修)

第21条 教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。

2 教育公務員の研修実施者は、教育公務員の研修について、それに要する施設、研修を奨励するための方途その他研修に関する計画を樹立し、その実施に努めなければならない。

(研修の機会)

第22条 教育公務員には、研修を受ける機会が与えられなければならない。

2 教員は、授業に支障のない限り、本属長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。

(初任者研修)

第23条 公立の小学校等の教諭等の研修実施者は、当該教諭等に対して、その採用の日から1年間の教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項に関する実践的な研修（次項において「初任者研修」という。）を実施しなければならない。

附 則

(幼稚園等の教諭等に対する初任者研修等の特例)

第5条 幼稚園、特別支援学校の幼稚部及び幼保連携型認定こども園（以下この条及び次条において「幼稚園等」という。）の教諭等の研修実施者（第20条第1項に規定する研修実施者をいう。以下この項において同じ。）については、当分の間、第23条第1項の規定は、適用しない。この場合において、幼稚園等の教諭等の研修実施者（指定都市以外の市町村の設置する幼稚園及び特別支援学校の幼稚部の教諭等については当該市町村を包括する都道府県教育委員会、当該市町村の設置する幼保連携型認定こども園の教諭等については当該市町村を包括する都道府県の知事）は、採用（現に教諭等の職以外の職に任命されている者を教諭等の職に任命する場合を含む。）の日から起算して1年に満たない幼稚園等の教諭等（臨時的に任用された者その他の政令で定める者を除く。）に対して、幼稚園等の教諭又は保育教諭の職務の遂行に必要な事項に関する研修を実施しなければならない。

2 市（指定都市を除く。）町村の教育委員会及び長は、その所管に属する幼稚園等の教諭等に対して都道府県の教育委員会及び知事が行う前項後段の研修に協力しなければならない。

※下線部は、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」

第12条（教育公務員特例法の一部改正）により改正された部分

新規採用教諭研修は、職場における研修（園内研修）と職場を離れた研修（園外研修）に大別される。この研修において取り扱われる研修事項は、新任教諭等にとってその職務を遂行するために必要な基本的な内容である。新任教諭等は、この研修を法的命令や強制にとらえるのではなく、それぞれの研修事項を主体的に受けとめ、自主的に研修に取り組み、体得することが大切である。

Ⅲ フレッシュ研修Ⅰ（幼稚園等新規採用教諭研修Ⅰ・Ⅱ）の対象

1 研修の対象

教諭又は保育教諭として、公立の幼稚園、特別支援学校の幼稚部及び幼保連携型認定こども園に新規に採用された者

2 研修の対象から除く者

- (1) 臨時的に任用される者
- (2) 教諭、助教諭又は講師（臨時勤務の者は含まない。）として国立、公立又は私立の学校（大学及び高等専門学校を除く。）において引き続き1年を超える期間を勤務したことがある者で、附則第5条後段の研修を実施すべき研修実施者又は都道府県教育委員会が、教諭等の職務の遂行に必要な事項についての知識又は経験の程度を勘案し、当該研修を実施する必要がないと認める者。

3 留意事項

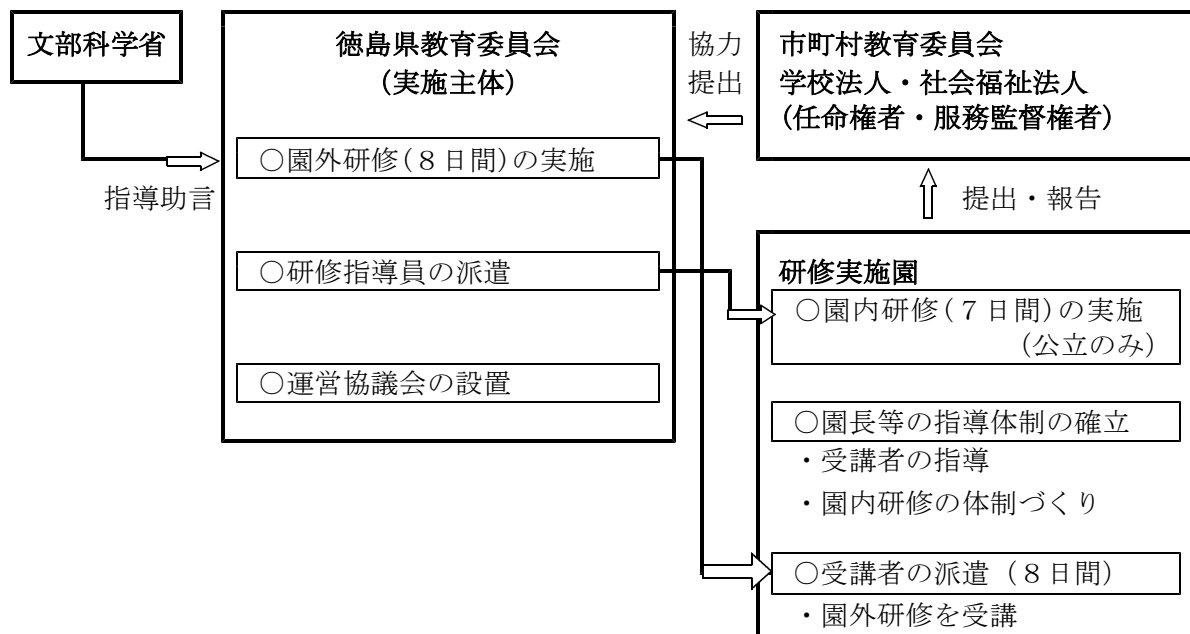
- (1) 保育士としての勤務経験があっても、新たに教諭又は保育教諭となった場合には、「採用」に当たることとなり、研修の対象となる。また、担当が3歳児未満であっても対象となる。
- (2) 研修の対象となる者で、保育士として1年を超える勤務経験（正規）を有する者は、その経験と園運営への影響等を考慮し、別途フレッシュ研修Ⅰ（幼稚園等新規採用教諭研修Ⅱ）を実施することとする。
- (3) 私立の幼稚園及び認定こども園に採用された教諭又は保育教諭は、希望により対象とする。ただし、研修指導員による園内研修については、対象としない。
- (4) 他学校等の勤務時に新規採用教諭研修を受講していない者は受講することを原則とする。

Ⅳ フレッシュ研修Ⅰ（幼稚園等新規採用教諭研修Ⅰ）の概要

1 目的

フレッシュ研修Ⅰ（幼稚園等新規採用教諭研修Ⅰ）は、幼稚園等の新任教諭等に対して実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を得させることを目的として行う。

2 研修の体制



3 研修の形態・日数・内容

(1) 園内研修

- ① 研修形態 実践的な教育活動に対する、研修指導員を中心とした指導及び助言による研修
- ② 実施日数（時間） 年間7日間（1日につき7時間）
- ③ 研修内容（項目） （P 8 参照 年間研修計画 園内研修（参考例））

（項目）

ア 基礎的素養	・幼稚園の教育目標、方針の理解 ・園務分掌 ・幼稚園における人権教育の推進	・地域の理解と活用 ・健康安全指導の進め方
イ 学級経営	・学級事務の進め方 ・保護者の理解と家庭との連携の仕方	・学級集団づくりの方法 ・保護者会の進め方
ウ 教育課程 （指導計画）	・週、日案の作成の方法 ・遊びや生活の仕方の指導と実際 ・環境構成の考え方と実際 ・保育の展開と反省・評価	・指導の実際 ・行事の考え方と実際 ・園具、教具等の工夫
エ 幼児理解・評価	・幼児の理解と指導の実際 ・幼稚園教育における評価の考え方 ・記録の取り方と指導要録の記入の実際	

④ 留意事項

- ・（項目）「ウ 教育課程（指導計画）」における「指導の実際」では、遊びを中心とした幼稚園生活の流れを通して、総合的な指導を行うことに十分配慮すること。なお、歌の指導、絵本の読み方、飼育・栽培物の世話、食事や片付け等、実技を中心とした観点にも配慮すること。
- ・（項目）「エ 幼児理解・評価」における「幼児の理解と指導の実際」では、具体的な場面の中で一人一人の幼児に応じた指導を進める観点に配慮すること。

(2) 園外研修

- ① 研修形態 総合教育センター・協力園等における講義・演習を中心とした全体研修
- ② 実施日数 年間8日間
- ③ 研修内容 （P 7 参照 年間研修計画 園外研修）

4 実施日程等の概要

月 日	実 施 内 容	月 日	実 施 内 容
3 月 下旬	実施の手引送付・受講者確定	1 0 月 中旬	次年度受講者調査(予算計上)
4 月 2 日	開講式 園外研修開始	1 2 月 1 2 日	課題研究報告書提出
4 月 2 4 日	実施園連絡会	1 2 月 中旬	園内研修終了
4 月 下旬	園内研修開始	令和 8 年 1 月 9 日	園内研修実施報告書提出 (9 月～1 2 月分)
5 月 末日	園内研修年間指導計画書提出	1 月 1 5 日	閉講式
8 月 末日	園内研修実施報告書提出 (4 月～8 月分)	1 月 2 9 日	運営協議会
		1 月 末日	園外研修報告書提出

5 令和7年度フレッシュ研修Ⅰ（幼稚園等新規採用教諭研修Ⅰ）年間研修計画

(1) フレッシュ研修Ⅰ（幼稚園等新規採用教諭研修Ⅰ）園外研修

回	研 修 内 容	形 態	実施日・場所
1	◎開講式 ○教員の服務と心構え ○新規採用教諭研修の概要 ○幼児教育の基本 ○徳島県幼児教育振興アクションプランⅣについて （徳島県の幼児教育の現状と課題）	講 義 説 明 講義・演習 説 明	4月2日（水） 徳島県立総合 教育センター
2	○保育の環境構成について ○保育の実践について	講義・演習 体験活動	5月26日（月） 鳴門教育大学
3	〔他校種との合同研修〕 ○コミュニケーション研修 ○ネットワーク構築研修	講義・演習 講義・演習	7月23日（水） 徳島県立総合 教育センター
4	○カリキュラム・マネジメントについて ○特別支援教育について ○先輩の保育に触れる〔ミドルリーダー研修との合同研修〕	講義・演習 講義・演習 合同協議	7月31日（木） 教育会館
5	〔協力園研修〕 ○保育参観（保育の進め方、保育指導の基礎技術） ○講義・保育協議 （幼児理解に基づいた指導・実践及び評価について）	保育参観 講義・協議	実施日・場所 ともに未定
6	○遊びや活動に応じた教材（絵本）の理解について ○消費者教育・主権者教育について ○防災教育について ○家庭教育・保護者との連携について	講義・演習 【オンライン 研修】	10月10日（金） 各 園
7	○就学前の人権教育について ○コンプライアンス研修 ○幼児安全法	講義・演習 講義・演習 講習	11月7日（金） 徳島県立総合 教育センター
8	○課題研究報告 ◎閉講式	研究発表 質疑応答 講 評	令和8年 1月15日（木） 徳島県立総合 教育センター

(2) フレッシュ研修Ⅰ（幼稚園等新規採用教諭研修Ⅰ）園内研修（参考例）

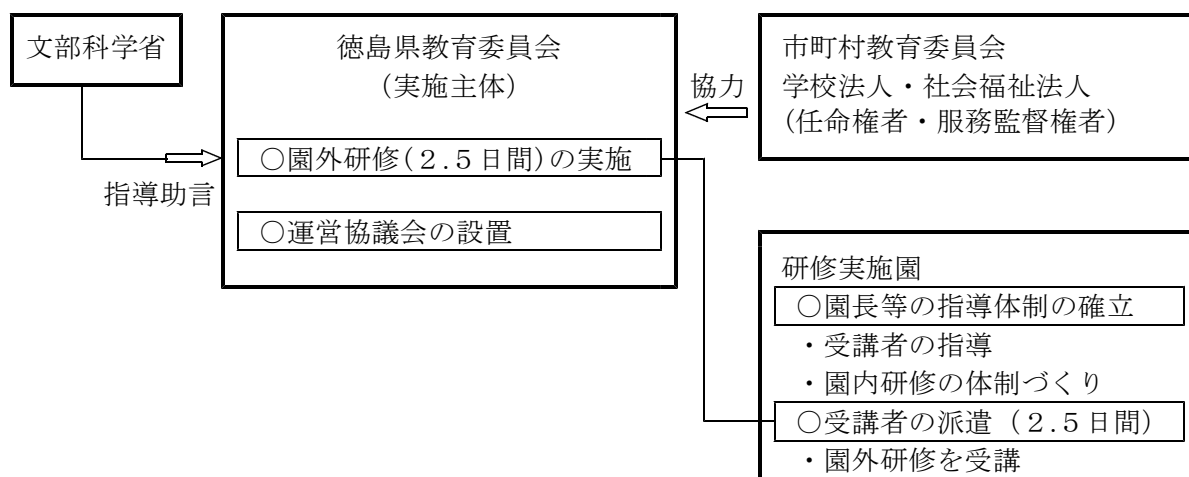
回	午 前	午 後
1	○保育の実際 ・登降園時の指導 ・幼児との関わり方の実際 ・保護者との関わり方	ア 基礎的素養 イ 学級経営 ・幼児との応答（聞き方・接し方） ・学級経営の基本 ・学級事務の進め方 ・保護者の理解と家庭との連携
2	○保育の実際 ・遊びを通した総合的な指導 ・環境構成の考え方	ア 基礎的素養 イ 学級経営 ・教師の1日の生活（視診と健康管理、保育の計画・指導・反省・評価・記録） ・健康安全指導の進め方 ・個人研究のテーマの設定と研究の進め方
3	○研究保育 ・保育のねらいと環境構成 ・準備・言葉がけや応答の在り方	ウ 教育課程・指導計画 エ 幼児理解・評価 ・週案・日案の作成方法の実際、反省・評価 ・遊びや生活を生み出す環境構成及び実践と評価 ・研究協議
4	○保育の実際 ・学級集団の指導 ・自然や生き物と関わる指導	ウ 教育課程・指導計画 ・集団生活に必要な行動・習慣の形成 ・地域の自然環境の活用と体験を通した指導 ・遊具・用具等の教材研究と探求心を深める指導
5	○保育の実際 ・昼食指導 ・表現力を育てる指導 ・人と関わる力を育てる指導	イ 学級経営 ウ 教育課程・指導計画 ・食育について ・音楽や絵画・製作等の教材研究と遊びの充実 ・幼児が自己発揮できる環境構成と指導の実際 ・園行事の指導の実際
6	○研究保育 ・人権教育について ・特別支援教育について	イ 学級経営 エ 幼児理解・評価 ・人権教育、特別支援教育の実際 ・幼稚園教育における評価の考え方 ・研究協議
7	○保育の実際 ・指導の改善 ・ねらいや内容 ・幼稚園における評価	ウ 教育課程・指導計画 エ 幼児理解・評価 ・指導要録の作成と年度末の事務処理 ・1年間の学級経営の評価と次年度計画の改善 ・記録の整理及び研修のまとめ

V フレッシュ研修Ⅰ（幼稚園等新規採用教諭研修Ⅱ）の概要

1 目 的

フレッシュ研修Ⅰ（幼稚園等新規採用教諭研修Ⅱ）は、幼稚園等の新任教諭等に対して保育士等としての経験を考慮し、実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を得させることを目的として行う。

2 研修の体制



3 研修の形態・日数・内容

- (1) 研修形態 総合教育センター・協力園等における講義・演習を中心とした研修
- (2) 実施日数 年間2.5日間
- (3) 研修内容 (4参照 年間研修計画)

4 令和7年度フレッシュ研修Ⅰ（幼稚園等新規採用教諭研修Ⅱ）年間研修計画

回	研 修 内 容	形 態	実施日・場所
1	○オリエンテーション ○教育公務員としての倫理服務 ○幼児の発達と幼児教育の基本 ○幼児理解と保育の展開	講 義 講 義 講義・演習 講義・演習	4月22日（火） 徳島県立総合 教育センター
2	○保育参観 ○学級経営の在り方、研究協議	観察・演習 協 議	実施日・場所 ともに未定
3	○事例研究 ○幼児理解と指導の実際	演 習 講義・演習	11月21日（金） 【午後】 徳島県立総合 教育センター

VI 園外における研修の参加にあたって

1 受講上の心構え

- (1) 集合時刻・研修開始時刻等、時間を厳守すること。
- (2) 真摯な気持ちと積極的・主体的な態度で参加すること。
- (3) T P Oを考えて、研修にふさわしい服装・身だしなみで参加すること。

2 受講日の持参物等

- (1) 名札
- (2) 筆記用具
- (3) 「フレッシュ研修Ⅰ（幼稚園等新規採用教諭研修Ⅰ・Ⅱ）実施の手引」
- (4) その他、各研修の実施要項に示されているもの

※各回の実施要項については送付しない。徳島県保育・幼児教育センターの Web サイト (<https://youjikyoku.tokushima-ec.ed.jp>) で実施要項を必ず確認して（特に、昼食、準備物、受付場所等）研修に臨む。なお、実施要項の内容が変更になる場合があるため、研修の実施日の数日前に、必ず最新の実施要項を確認すること。

3 出張の手続

園長に願い出て承認を受け、市町村の旅費規程による手続きをする。

4 欠席等の手続

- (1) やむを得ず欠席（遅刻・早退）する場合

あらかじめ管理職員（緊急の場合は本人）が徳島県教育委員会義務教育課（088-621-3196）に電話連絡する。義務教育課長により欠席が承諾された場合、徳島県保育・幼児教育センターの Web サイト (<https://youjikyoku.tokushima-ec.ed.jp>) に掲載している「欠席届」を、速やかに「徳島県教育委員会義務教育課」へメールに添付して送付する。なお、送付は、園代表メールもしくは管理職員のメールアドレスから行うようにする。また、公立幼稚園及び公立幼保連携型認定こども園においては、所管の市町教育委員会又は児童福祉担当部局へもメールに添付して送付する。

【送付先】徳島県教育委員会 義務教育課

メールアドレス：gimukyoku_1@g.tokushima-ec.ed.jp

- (2) 警報の発表時について

午前7時の時点（午後開催の場合は午前10時）で、研修会場を含む地域（総合教育センターの場合は「板野町」地域）に、特別警報又は暴風警報、大雪警報が発表中の場合は、その日の研修講座等は中止する。後日、振り替えて実施することはない。

Ⅶ 園内における研修の進め方

1 園内における研修の内容

幼稚園等新規採用教諭研修は、幼稚園教諭等の職務の遂行に必要な事項についての実践的研修を行い、新任教諭等の指導力や教員としての資質向上を図るものである。また、市町村により定められた、校長及び教員としての資質の向上に関する指標及び教員研修計画（教育公務員特例法22条の3、22条の4）の内容を踏まえ、研修を計画する必要がある。

教諭等の主たる職務は、園児の教育をつかさどることである。しかし、これのみに限定されるものではなく、幼稚園等が教育活動を行うために必要なあらゆる仕事（園務）は、すべて教諭等の職務であると考えられる。したがって、園内研修に関しては、園務全般についての研修を行う必要がある。

園内研修の内容としては、園児の教育に直接関係のある教育課程の編成や指導計画、園運営や学級経営、人権教育、幼児理解や環境構成、教材研究等に関する研修が中心となるが、そのほか園務分掌、教材関係の事務処理、遊具等の管理、地域や家庭との連携に関すること等も研修の対象になる。

2 園内における研修の方法

園内における研修を進めるにあたっては、

- (1) 園長は、研修が円滑にできるよう全般的な指導・助言を行い、その研修を核に、園内研修がいっそう活性化するよう配慮する。
- (2) 全園的な協力体制をつくり、弾力的に機能するよう全教職員の共通理解を図ることが必要である。
- (3) 研修指導員は、新任教諭等に対して、年間指導計画に基づき指導及び助言を行うが、一方で、園長等の園内教員による新任教諭等に対する指導及び助言の状況を常に把握し、年間を通して、系統的・組織的な研修が行われるよう心がける必要がある。
- (4) 研修指導員による新任教諭等に対する指導及び助言は、示範指導、作業指導、口頭指導（講話）、保育研究指導（課題研究、研究保育、保育前後の指導等）等によって行われるが、特に保育研究指導が十分に行われるよう計画することが求められる。その際に、園内研究保育（園長等の園の教員がともに指導する保育）を年間2回は実施するようにする。

園内研修を進めるにあたっては、研修指導員等が、新任教諭等の自主性や創造性に期待し、主体性を尊重するとともに、新任教諭等が研修の目的を十分理解し、意欲的に研修に取り組む姿勢や、園全体で新任教諭等を育てていこうとする雰囲気を醸成することが必要である。

3 園内における研修実施上の留意点

- (1) 年間指導計画の作成にあたっては、徳島県教育委員会または市町村教育委員会が作成する年間研修計画に基づき、教職員組織や幼稚園等の実情等を勘案し作成すること。
- (2) 年間研修計画のうち、園内研修の内容項目については、あくまで例示したものである。したがって、研修内容の計画・実施にあたっては、必要に応じて項目の組合せ・加除、実施時期の変動等、弾力的に対処すること。
- (3) 園内の教員は、園長等の指導のもとに、年間指導計画に従い、研修指導員と連携しつつ、新任教諭等の指導及び助言にあたること。
- (4) 研修内容については、その精選・重点化を図るとともに、適時性・系統性をもたせるよう配慮し、また、園外研修と重複しないよう、相互に関連を図ること。
- (5) 幼稚園等の教職員組織等の実情を考慮した上で、適宜、新任教諭等の園務分掌等を軽減し、加重負担とならないよう配慮すること。
- (6) 保護者や地域社会の研修に対する理解や協力が得られるように配慮すること。

VIII 研修指導員の報酬支払い手続きについて

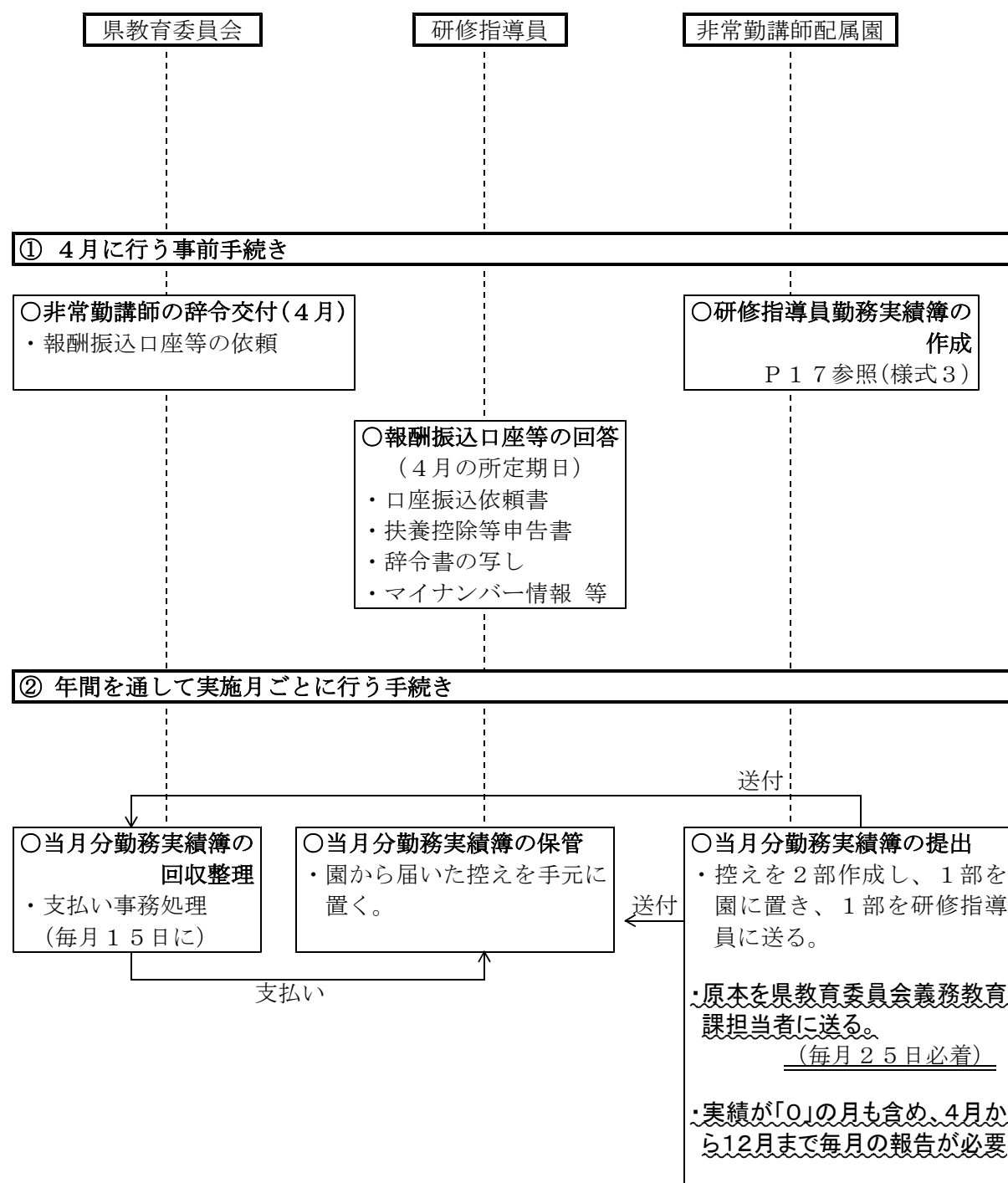
「フレッシュ研修Ⅰ（幼稚園等新規採用教諭研修Ⅰ・Ⅱ）実施要項」第10条の規定に基づき置かれる研修指導員は、非常勤講師として県教育委員会において採用される。

非常勤講師には、各月の勤務実績時間に応じて、県教育委員会から報酬が支給（1園あたりの勤務日数は年7日、1日あたりの勤務時間は7時間）され、通勤手当相当の費用弁償も支給されるが、他の諸手当については支給されない。

また、社会保険関係については、適用対象外となる。

なお、年末調整時等の特別な時期の事務手続きについては、別途連絡する。

○ 報酬支払いの流れ



IX 年間指導計画書等の提出

1 園内研修年間指導計画書・園内研修実施報告書の提出

研修指導員による園内研修実施園の園長は、園内研修年間指導計画書と園内研修実施報告書を作成し、徳島県教育委員会義務教育課に提出する。その際、公立幼稚園及び公立幼保連携型認定こども園については、所管の市町教育委員会又は児童福祉担当部局を経由するものとする。

	園内研修年間指導計画書	園内研修実施報告書 (4月～8月分)	園内研修実施報告書 (9月～12月分)
書 式	P 1 5 参照 (様式 1)	P 1 6 参照 (様式 2)	P 1 6 参照 (様式 2)
提出期日	令和 7 年 5 月 末 日	令和 7 年 8 月 末 日	令和 8 年 1 月 9 日
提出部数	1 部	1 部	1 部

2 研修成果の報告書の提出

新規採用教諭研修を受講した新任教諭等は、1 年間の研修の成果をまとめた報告書を作成し、所属園長の承認を得て、徳島県教育委員会義務教育課に提出する。

その際、公立幼稚園及び公立幼保連携型認定こども園ともに、所管の市町教育委員会又は児童福祉担当部局を経由するものとする。

(1) 課題研究報告書 A 4 判用紙 4 枚程度

園内研修を通して、研究主題のもとに実践した内容についてまとめる。

課題研究報告書 例	
研 究 主 題	〇 〇 園 氏 名
1 主題設定の理由	
2 研究の内容と方法	
3 研究の実際 実践事例「〇〇〇〇」・反省考察	
4 研究の成果と今後の課題	

(2) 園外研修報告書 A 4 判用紙 1 枚程度

園外研修について、感想を簡潔にまとめる。

園外研修報告書 例	
園 外 研 修 報 告 書	〇 〇 園 氏 名
1 第 1 回研修内容	
2 第 2 回研修内容	
・	
・	
・	

(3) 提出期日 課題研究報告書 令和 7 年 1 2 月 1 2 日 (金)

園外研修報告書 令和 8 年 1 月 3 0 日 (金)

(4) 提出部数 各 1 部

X 保存すべき文書等

幼稚園等新規採用教諭研修実施園においては、研修の実績に基づいて文書等の整備及び保管に留意すること。

(1) 保存すべき文書等

- ① 園務分掌表
- ② 令和7年度フレッシュ研修Ⅰ（幼稚園等新規採用教諭研修Ⅰ）園内研修年間指導計画書（様式1）
- ③ 令和7年度フレッシュ研修Ⅰ（幼稚園等新規採用教諭研修Ⅰ）園内研修実施報告書（様式2）
- ④ 欠席（遅刻・早退）届
- ⑤ 令和7年度フレッシュ研修Ⅰ（幼稚園等新規採用教諭研修Ⅰ）園内研修指導員勤務実績簿（様式3）
- ⑥ 令和7年度フレッシュ研修Ⅰ（幼稚園等新規採用教諭研修Ⅰ）における指導資料、指導案等

(2) 保存期間 5年間

令和 7 年 度

フレッシュ研修Ⅰ（幼稚園等新規採用教諭研修Ⅰ）園内研修年間指導計画書

園 名			園長氏名	
指導員氏名			受講者氏名	
月	時間数	指 導 内 容		備 考

サイズはA4版とする

令和7年度（ 月～ 月分）

フレッシュ研修Ⅰ（幼稚園等新規採用教諭研修Ⅰ）園内研修実施報告書

園 名		園長氏名	
指導員氏名		受講者氏名	
月 日	指 導 内 容 並 び に 指 導 員 所 見		時間数
月 日			() 時 間
月 日			() 時 間
月 日			() 時 間
月 日			() 時 間
研修日数 (時間数)		日 (時間)	

園長所見（内容、方法、日程、時間数）

フレッシュ研修Ⅰ（幼稚園等新規採用教諭研修Ⅰ）研修指導員勤務実績簿

										園 名										
園 長 氏 名				印								研修指導員氏名								
												受講者氏名								
令和 年 月	日		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	
	曜日																			
	勤務	時間数																		
		印																		
	日		18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	計	累計勤務 時間数		
	曜日																			
	勤務	時間数																		
		印																		

※毎月御提出ください。（毎月25日必着。実施がなかった月につきましても「計 0」と記入し、御提出ください。）